

(四) 支拂方法

支拂方法ハ現金及購買券(一銖券 五銖券 拾銖券)ノ二種トス。購買券ヲ出勤日數ニヨル支拂給料ノ二分ノ一ヲ限度トシ各自ノ要求ニ應レ之ヲ交附ス

三(四) 現役應召者ニ對シテハ入營入團後ニ週間ヲ缺勤トシテ取及フモノトス

(四) 入社六ヶ月後ニ於テ入營入團ノ爲メ退職シタル者ニ對シテハ其勤績月數一ヶ月ニ付二月割合ヲ以テ手當ヲ支給ス但シ三十日分ヲ限度トス

前項ノ場合ニ於テ特ニ成績優秀ナルモノニ對シテハ休職ヲ命スルコトアルベシ但シ此ノ場合ハ前項ノ金額ヲ支給セス

(ハ) 簡閱點呼參會者ニ對シテハ參會當日ノ給料全額ヲ支給ス

(三) 勤務演習應召者ニ對シテハ其應召期間ノ勤務日數ニ對シテ給料半額ヲ支給ス但シ四週間ヲ以テ限度トス

(ニ) 勤務演習自註ニ簡閱點呼應召者ニ對スル皆勤賞與ノ間ニテ尤ノ如ク定ム

(一) 勤務演習應召者ニ對シテハ特ニ此期間出勤ト看做ス

(二) 簡閱點呼參會者ニ對シテハ其當日ノ限リ出勤ト看做ス

(五) 第一項ノ勤務演習應召ノ爲メ旅行スルトキハ往復鐵路ニヨリ鐵道旅行ハ二百哩水路旅行ハ百哩陸路旅行ハ十二哩ニワキ一日トシ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トシ第一項ノ應召期間ニ算入ス

(四) 第二項ノ簡閱點呼參會者ニ對シテ入社後第一回場合限リ現住地ニ於テ參會スル能ハサルトキハ前項ヲ準用スルコトアルベシ